

桐生市地域おこし協力隊(新里地区)募集要項

雇用関係の有無	なし
活動概要	【テーマ】提案型フリーミッション 隊員自ら活動内容を企画・提案していただき、隊員自身が持つ独自のスキルやアイデアを最大限に活かした新しい視点で、地域課題の解決や新たな事業の創出など、任期中から退任後の桐生市内での起業に向けて取り組んでいただきます。 また、隊員の持つ独自のネットワークを通じて、地域外との新たなつながり(関係人口・交流人口)が生まれることを期待しています。 【テーマの一例】 ・地域の元気につながる活動 ・新たな事業の創出や地域産業の活性化につながる活動 ・地域資源の発掘及び振興に関する活動 ・自らが感じたまちの課題解決やまちの魅力を更に高められるような活動 ・地域の情報発信に関する活動 ・その他目的達成に資する活動
募集対象	1. 原則、年齢満20歳以上37歳以下の方 2. 三大都市圏及び都市地域等(過疎、山村、離島、半島などの地域を除く。)から、桐生市新里町に生活の拠点を移し、委嘱後速やかに住民票を異動させることができる方 3. 普通自動車免許を有し、日常の運転に支障のない方 4. パソコン(Word、Excel、PowerPoint等)の操作やインターネット、SNS等を活用できる方 5. 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方 6. 地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、意欲的で新しい環境に柔軟に対応できる方 7. 田舎暮らしや地域おこしに興味があり、3年間は継続して活動できる方 8. 任期終了後も桐生市において、定住・起業に意欲のある方 9. 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方 10. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方
募集人員	1名
活動場所	原則、新里地区内
活動時間	1. 活動時間は、原則として1日6時間、週30時間です。 2. 市が必要と認める場合には、1の範囲内で活動時間を調整することができます。 3. 休日は、市が委託する団体と協議のうえ決定します。 4. その他の事項については、原則として雇用契約書や委託先の就業規則等に基づくものとします。
雇用形態・期間	1. 桐生市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、桐生市長が委嘱します。 2. 市が業務委託契約を締結した委託先が雇用します。 3. 委嘱期間は1年間とし、最長3年間まで任期の延長が可能です。 ※市が隊員としてふさわしくないと判断した場合等は、委嘱期間内であっても、解任することができます。 4. 任期の開始は、令和8年10月1日(木)を予定しています。
給与・賃金等(予定)	1. 報償費:月額291,000円 ※上記から、自己負担分の所得税、社会保険料(厚生年金保険、健康保険、雇用保険)等を控除して支給します。 ※賞与・時間外手当・退職手当等の各種手当の支給はありません。 2. 自動車借上料(燃料費含む):月額30,000円 ※活動の際に使用する場合に支給します。 ※必ず任意保険に加入(自己負担)し、対人保証は無制限、対物保証は1千万円以上としてください。 3. パソコン・プリンタ借上料(通信費含む):月額6,000円 ※活動の際に使用する場合に支給します。 4. 住宅賃貸料:月額上限25,000円 ※転居に係る費用や生活備品、共益費、光熱水費、住居に係る敷金・礼金等の経費は自己負担とします。
待遇・福利厚生	1. 委託先で社会保険(厚生年金保険・健康保険・雇用保険等)に加入します。 2. 活動期間中は、市の予算の範囲内で活動に要する経費(消耗品費、備品購入費、印刷製本費、研修参加費、旅費等)を支給します。 3. 事前の届け出により、活動に支障がない範囲で就業等(副業)が可能です。 4. 活動終了後の起業や定住を支援する補助金があります。
応募受付期間	令和8年8月3日(月)から令和8年8月31日(月)まで
応募方法	下記1から3までの書類を、直接、郵送、Eメール等で提出してください(郵送の場合は受付終了日までに必着)。 1. 応募用紙(写真添付) 2. 住民票抄本(住所、氏名、生年月日等が分かるもので、募集開始日以降のもの) 3. 本人確認書類の写し(運転免許証(両面)やマイナンバーカード等、住所、氏名及び生年月日を確認できるもの) ※応募にかかる経費(書類・交通費等)については、自己負担になります。 ※提出していただいた書類は返却しません。
選考の流れ	第一次選考(書類審査):選考結果については、応募用紙記載のメールに通知します。 第二次選考(面接審査):詳細については、第一次選考合格者に別途お知らせします。
問い合わせ・応募先	桐生市新里支所市民生活課 庶務・税務係 住所:〒376-0194 群馬県桐生市新里町武井693番地1 桐生市新里支所市民生活課「地域おこし協力隊募集」宛 TEL:0277-74-2212 FAX:0277-74-1338 E-mail:n-shiminseikatsu@city.kiryu.lg.jp

《参考》

地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。